

2024年6月18日

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」

これまでとの変更点の概要

<変更のポイント>

従前の枠組みを基本的に維持しつつ、運用に係る費用管理等の観点から、人格なき社団としての組織体制とする

<主な変更点>

- ① 人格なき社団としての体制を整えるため次の対応をとる
 - (ア) フォーラムは社団における総会の役割を兼ねる。
 - (イ) 監事を置く。
 - (ウ) 理事会に相当する組織として運営委員会を新設し、座長を議長とする。
 - (エ) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算報告を作成する。
 - (オ) 事務局を SARTRAS から公益社団法人著作権情報センターに変更する。

- ② 教育関係委員、権利者委員及び有識者委員に加え、補償金管理の当事者である SARTRAS からも委員参加する。

- ③ 運営委員会が、総会における審議事項やワーキング・グループに関する事項定める。